山梨県看護職員専門分野研修事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県看護職員専門分野研修事業費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、認定看護師教育機関の運営に必要な経費を補助することにより、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護 を実践できる認定看護師の県内における育成を促進することを目的とする。

(交付対象施設)

第3条 この補助金の交付の対象施設は、公益社団法人日本看護協会が認定する山梨県 内に所在のある認定看護師教育機関とする。

(交付対象経費及びその補助率)

第4条 この補助金の交付対象経費及びその補助率は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式1)に関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

- 第6条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、変更承認申請書(様式2)により、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更の場合は、この限りではない。
 - (2)補助事業を中止又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(様式3)により、知事の承認を受けなければならない。
 - (3)補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4)補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の年度の翌年度から起 算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第7条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の備品については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の交付)

- 第8条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払い とすることができる。
- 2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式4)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 当該事業が完了した日もしくは事業廃止の承認を受けた日から起算して1カ 月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日 までに、実績報告書(様式5)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならな い。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(様式6)により速やかに知事に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附則

この要綱は、平成23年5月16日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年6月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3	補助率
受講者1名あたり 98,000円	看護職員専門分野研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費		定額

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

教育機関名 所在地 設置主体名 設置主体者職·氏名

年度山梨県看護職員専門分野研修事業費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 所要額調書 (別紙1のとおり)

3 事業計画書 (別紙2のとおり)

4 受講予定者名簿 (別紙3のとおり)

- 5 対象経費の支出予定額算出内訳 (別紙4のとおり)
- 6 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
 - (2) その他参考となる資料

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

教育機関名 所在地 設置主体名 設置主体者職·氏名

年度山梨県看護職員専門分野研修事業費補助金 に係る変更承認申請書

年 月 日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり変更して実施したく申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 添付書類
 - (1)変更前と変更後の内容を比較し記載した資料
 - (2) その他参考となる資料

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

教育機関名 所在地 設置主体名 設置主体者職·氏名

年度山梨県看護職員専門分野研修事業費補助金 に係る事業中止 (廃止) 申請書

年 月 日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次の理由により中止(廃止)したく申請します。

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 添付書類
 - (1) 申請時までの事業の進行状況が分かる資料
 - (2) その他参考となる資料

番			号
	年	月	日

日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

教育機関名 所在地 設置主体名 設置主体者職 · 氏名 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け医第 号で交付決定のあった 年度山梨県 看護職員専門分野研修事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたしま す。

1 概算払請求額 金 円

口座名

2 内 訳

補助金交付決定額①	既概算交付額	差 ① - ② = ③	今回概算請求額	備考
円	円	円	円	

- 3 概算払い請求の理由
- 4 支払いの方法

口座振替	金融機関名			
	預金種別 (フリガナ)	(当座・普通)_	No	

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

教育機関名 所在地 設置主体名 設置主体者職·氏名 印

年度山梨県看護職員専門分野研修事業費補助金実績報告書

年 月 日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1補助金額金円2所要額精算書(別紙1のとおり)3事業実績報告書(別紙2のとおり)4受講者名簿(別紙3のとおり)5対象経費の支出額精算内訳(別紙4のとおり)

- 6 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出決算書(見込み)の抄本
 - (2) その他参考となる資料

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

教育機関名 所在地 設置主体名 設置主体者職·氏名 印

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け医第 号で交付決定を受けた 年度山梨県 看護職員専門分野研修事業費補助金について、次のとおり報告します。

- 1 額の確定額又は事業実績報告額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕 入控除税額 金 円
- 3 添付書類 2の金額の積算内訳等参考となる資料